

## 住民組織の代表者として貢献した者に対する感謝状贈呈要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、函館市における地域の発展と環境の整備に尽力し、地域福祉の増進に寄与した住民組織の代表者に対して行う市長の感謝状の贈呈に必要な事項を定めることを目的とする。

### (贈呈の対象者)

第2条 感謝状贈呈の対象者は、市民部市民・男女共同参画課に登録している住民組織の代表者で、次の各号のいずれかに該当した者とする。ただし、同一人については重ねて行わない。

- (1) 住民組織の代表者として継続して5年以上その職を務め退職し、かつ、代表を務めていた住民組織の推薦する者。
- (2) 住民組織の代表者の職にあり死亡した者。

### (贈呈の時期)

第3条 前条第1号に定める感謝状贈呈の時期は、函館市町会連合会大会の開催時とする。ただし、これによりがたい場合は、別に市長が定める日とする。

2 前条第2号に定める感謝状贈呈の時期は、その都度とする。

### 附 則

- 1 この要綱は、昭和61年10月1日から適用する。
- 2 住民組織の代表者として貢献した者に対する感謝状贈呈要綱（昭和49年制定）は廃止する。
- 3 平成17年度における感謝状贈呈の対象者は、第2条各号に掲げる者のほか、次の各号に掲げる者とする。
  - (1) 贈呈時において、住民組織の代表者の職を10年以上、かつ、戸井町町会連合会、恵山町町内会連合会、函館市榎法華地区町内会連合会、南茅部町町内会連絡協議会（以下この項においてこれらを「連合会等」という。）の役員を4年（2期）以上務めた者で、連合会等の会長の推薦があった者
  - (2) 贈呈時において、住民組織の代表者の職を継続して2年以上務めた後退職した者で、連合会等の会長の推薦があった者

4 前項の規定による感謝状贈呈の時期については、第3条の規定にかかわらず、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。